

○地方独立行政法人広尾町国民健康保険病院役員報酬等規程

平成31年4月1日

規程第4号

(趣旨)

第1条 この規程は、地方独立行政法人広尾町国民健康保険病院（以下「法人」という。）の理事長、副理事長、理事及び監事（以下「役員」という。）の報酬等に関し必要な事項を定めるものとする。

(役員 の 身分)

第2条 役員が法人の職員（以下「職員」という。）を兼ねるときは常勤とし、それ以外は非常勤とする。

(役員 の 報酬)

第3条 役員が職員を兼ねるときは、地方独立行政法人広尾町国民健康保険病院職員給与規程（規程第8号）又は地方独立行政法人広尾町国民健康保険病院医師給与規程（規程第10号）による給与を支給することとし、役員 の 報酬は支給しない。

2 非常勤の役員に、報酬として非常勤役員手当を支給する。ただし、非常勤の役員が月の1日から末日までの間の全日数にわたって職務に従事しない場合は、非常勤役員手当を支給しないことができる。

(非常勤役員 の 報酬等)

第4条 非常勤役員手当の額は、次の各号に掲げる額とする。

- (1) 理事長 月額 50,000円
- (2) 副理事長 月額 30,000円
- (3) 理事 月額 20,000円
- (4) 監事 月額 24,000円

2 非常勤の役員には、前項に定める額のほか、通勤に要する費用の相当額を支給することができる。

(退職手当)

第5条 役員に対する退職手当は、これを支給しない。ただし、役員が職員を兼ねるときは、地方独立行政法人広尾町国民健康保険病院職員退職手当規程（規程第15号）により支給する。

(旅費)

第6条 役員が職務のために旅行した場合には、旅費を支給する。

2 前項の旅費の額及び支給については、職員の例による。

(その他)

第7条 役員の報酬及び退職手当の支給については、この規定に定めるもののほか、職員の例による。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。